

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成25年4月23日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成25年4月23日

鳥取県教育委員会  
委員長 中島 諒人

## 記

- 1 鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく下記の天然記念物の指定について

### 天然記念物 「赤波川おう穴群」 (鳥取市)

赤波川は用瀬町鷹狩で千代川に注ぐ流長 15.3kmの小河川である。

この流域には中生代末期(約8,000万年)に形成された花崗岩が広く分布し、河床露岩には、花崗岩特有の節理(岩盤の割れ目)が発達する。この節理に流れ込んだ水により浸食が拡大し、さらに、浸食部分に入り込んだ砂礫の研磨作用を受けて丸みを帯びた窪み(おう穴)が形成される。また、巨大転石によりせき止められてできた淵や滝、速い流れにより形成されたラピエ状地形(※)等の特有な河床地形等がみられる。

赤波川おう穴群は、おう穴の種類の高多様さ、分布域の広さ、河床地形の特異さに特徴があり、風化並びに侵蝕に関する現象が顕著な点で、県内にはみられない貴重な文化財である。

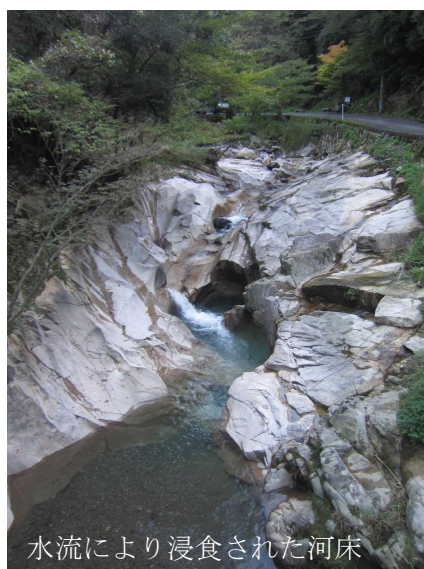
※雨水や地表流による溶食作用によって刻まれた溝状の微地形。



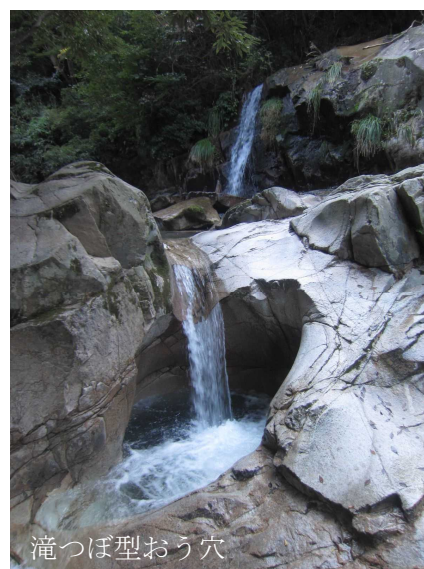
階段状河床



ラピエ状地形

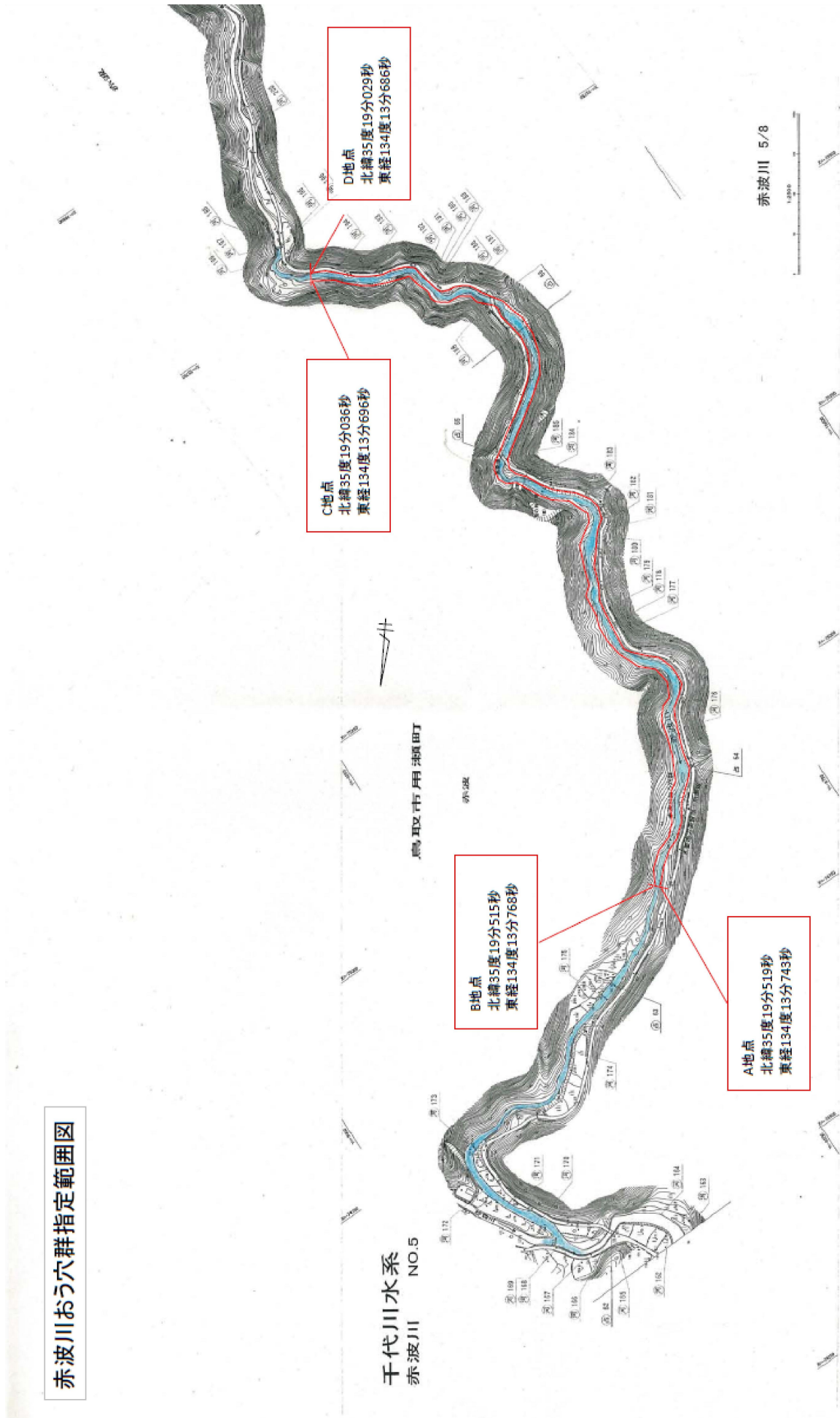


水流により浸食された河床



滝つぼ型おう穴

赤波川おう穴群指定範囲図



## 第 2 章 県指定保護文化財

### （指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

## 第 5 章 県指定史跡名勝天然記念物

### （指定）

第 30 条 教育委員会は、記念物（法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

（昭 50 条例 40・平 17 条例 4・一部改正）

## 第 8 章 雑則

### （鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）